

# 小樽市宿泊税システム整備費補助金

## 申請の手引き

申請受付期間

2025年8月22日(金)～2025年12月26日(金)

### 問い合わせ先

小樽市宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局

電話番号 011-500-9565

E-mail [otaru1@otaru-stay-system.jp](mailto:otaru1@otaru-stay-system.jp)

対応時間 午前9時から午後5時(平日のみ)

開設日時 2026年2月27日(金)まで

2025年8月22日版

# 目次

項目	ページ
1 申請にあたっての留意事項	2
2 補助金の概要	3
(1) 対象事業者・補助率及び補助金額	3
(2) 補助対象経費	4
(3) 補助対象経費となる事例	4
(4) 補助対象外経費	5
(5) 消費税の取扱いについて	5
(6) 留意事項	6
3 申請から補助金交付までの流れ	7
4 申請について	8
(1) 申請書の受付期間・郵送先	8
(2) 申請書類一覧	9
(3) 申請書記載例	10～11
(4) 申請書の添付書類	12～14
5 補助事業の変更申請について	15
6 実績報告について	16
(1) 実績報告書の提出期限・郵送先	16
(2) 実績報告書類一覧	17
(3) 実績報告書記載例	18～19

※ 補助事業とは、本事業において対象事業者が申請内容に基づき行う行為(システム改修等)を指します。

# 1 申請にあたっての留意事項

本補助金に係る注意事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1. 定められた期日までに補助金交付申請書・実績報告書等の提出がない場合、補助金は交付されません。提出した申請書類に不備があった場合は、速やかに修正したものを事務局に提出してください。

また、提出書類に疑義がある場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

2. 状況報告等

市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告を求め、または市の職員若しくは事務局に調査させることがあります。

3. 補助金受領後の取扱い

(1) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理しておかなければなりません。また、これらの帳簿等を補助事業が完了した日の属する市の年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

(2) 補助事業等により取得等した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、市長の承認を受ける必要があります。

4. 決定の取消し・補助金の返還

市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消します。取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を決めてその全部または一部の返還を請求します。

(1) 申請資格に関する誓約書(様式第2号)の誓約事項に違反した場合

(2) 補助事業者が、この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(3) 補助事業者が、虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領した場合

(4) 補助事業者が、補助事業に関して不正に他の補助金等を重複して受領した場合

(5) 補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、あらかじめ市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供した場合

(6) 補助事業者が、前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をした場合

## 2 補助金の概要

### (1) 対象事業者・補助率及び補助金額

#### ア 対象事業者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす宿泊事業者

- ・小樽市内に宿泊施設を有し、かつ、市内で事業を営んでいること。
- ・市税等に滞納がないこと。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- ・小樽市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年小樽市条例第19号)に規定する暴力団、暴力団員及びその関係者に該当していないこと。

※ 国又は地方公共団体から委託を受け指定管理を行っている事業者である場合は、申請前に事務局にご相談ください。

#### 【宿泊事業者とは】

- ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者
- ・住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして、同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者

#### イ 補助率及び補助金額

補助率	1 施設当たりの補助限度額
補助対象経費の 2 分の 1 以内	5 0 万円

## 2 補助金の概要

### (2) 補助対象経費

補助対象	小樽市宿泊税導入に伴って発生する関係経費
対象例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存のレジシステムの改修</li><li>・ 新たなレジシステムの構築</li><li>・ ソフトウェアの購入</li><li>・ PC、タブレット、ディスプレイの購入</li><li>・ プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入</li><li>・ POSレジ、モバイルPOSレジの改修又は導入</li></ul> ※ 宿泊税導入に係る経費に限る ※ 交付決定前の購入等により要した経費は補助対象外

### (3) 補助対象経費となる事例

#### 毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追加

イメージ

令和8年4月

日	宿泊者数	うち課税免除	宿泊税額
1	100人	20人	24,000円
2	120人	30人	27,000円
3	100人	30人	21,000円

#### 領収書に「宿泊税」と印字する機能の追加

イメージ

領収書			印紙
日付	項目	金額	
4/1	宿泊料金	10,000円	
	消費税等	1,000円	
	入湯税	150円	
	宿泊税	300円	
		11,450円	

令和8年4月10日 小樽宿泊ホテル 

#### 宿泊税額を管理するソフトウェアを搭載したパソコンや申告書の印刷をするためのプリンターの購入

イメージ



小樽市長  
宿泊税納入申告書

日	宿泊者数	うち課税免除	宿泊税額
1	100人	20人	24,000円
2	120人	30人	27,000円
3	100人	30人	21,000円

## 2 補助金の概要

### (4) 補助対象外経費

- ・用途、単価、規模等の確認が不可能なもの
- ・契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類に不備があるもの
- ・支払が補助対象者以外の名義で行われるもの
- ・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費
- ・クラウド型システムの月額料金等及び通信費(インターネット回線・プロバイダー料金等)
- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・振込、支払手数料
- ・補助金の交付決定前にシステム改修等を行った経費
- ・国などが交付する他の補助金等の交付対象となった経費。ただし、北海道が当該補助金と同一の目的により交付する補助金等の交付対象となった経費(補助率が2分の1を超えないもの)については、この限りではない
- ・その他市長が不相当と認めるもの

### (5) 消費税の取扱いについて

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)については、**補助対象外**となります。補助対象経費は、消費税等抜きの数値となります。見積書や請求書等が内税の場合は、下記の記載のように税抜価格に割り戻して計算してください。

(例:税込価格が120,000円の場合)

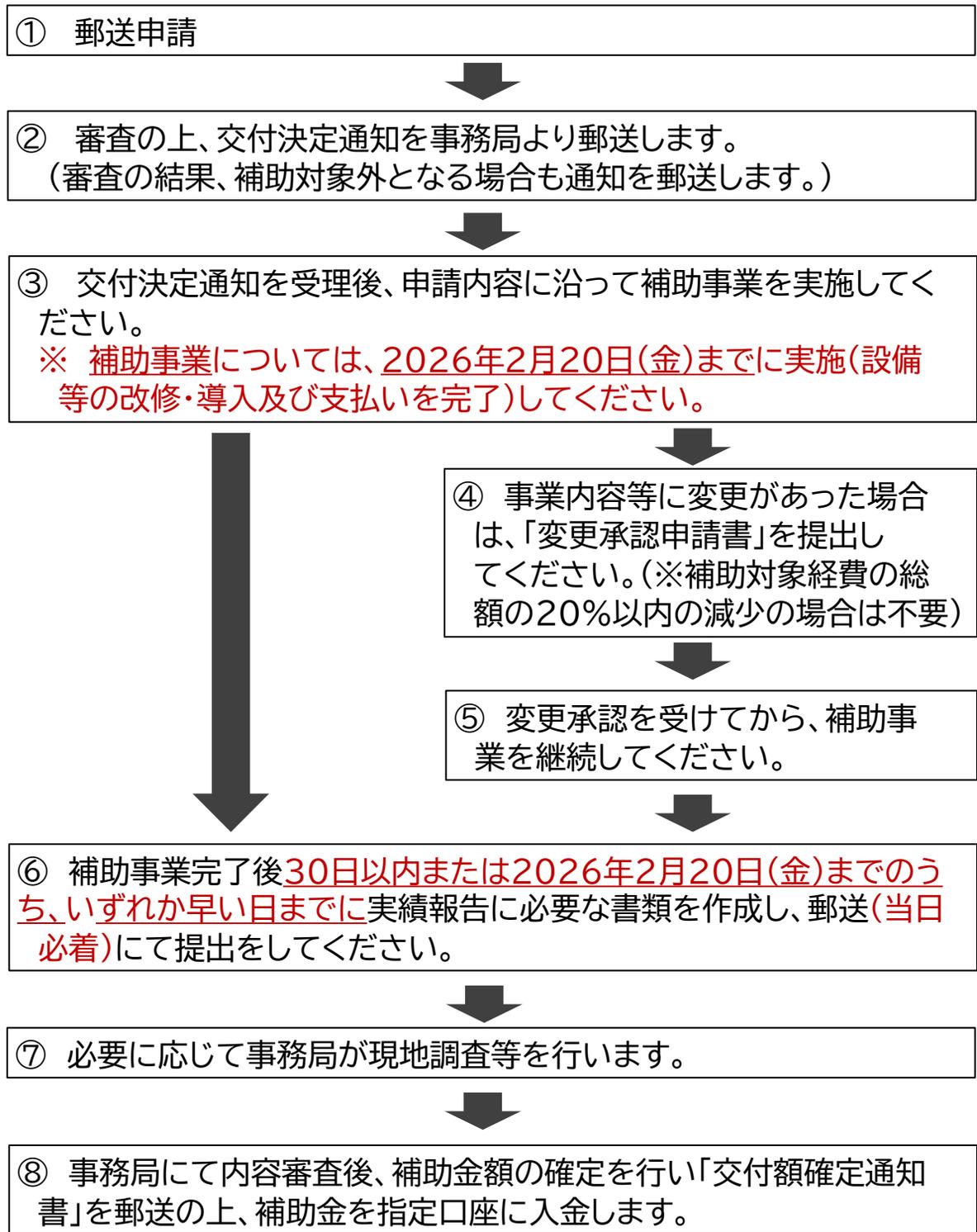
$120,000\text{円(税込)} \div 1.1 = 109,090.9\text{円}$ となる場合、小数点以下は切り捨てとし、税抜き金額は109,090円となる。

## 2 補助金の概要

### (6) 留意事項

1. 補助対象経費は、交付決定を受けた日以降に発注を行い、補助事業実施期間内(2026年2月20日(金)まで)に設備等の導入等及び支払いが完了しているものが対象となります。事前着手は認められません。
2. 補助対象経費の支払方法は、銀行振込又はクレジットカード、現金での支払いが対象となります。
3. クレジットカードによる支払いは、申請者本人、会社名義、代表者名義での支払いに限ります。
4. クーポン、ポイント等を用いて支払いをした分については、補助対象となりません。
5. 消費税及び銀行等口座振込手数料、代引手数料等は補助対象となりません。
6. 帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間は保管し、事務局や小樽市より提出等の要求があったときは閲覧できるようにしてください。
7. 事業者以外(個人)からの購入やオークションによる購入、中古品は補助対象となりません。
8. 10万円以上(税抜)の備品等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数とし、その期間以前に処分しようとする場合は、小樽市長の承認を得る必要があります。
9. 購入した備品をレンタル、販売(転売)することはできません。
10. 交付決定時や実績報告時に、審査により、不交付・補助対象経費又は補助金額が減額交付されることがあります。
11. 申請の内容等が変更となる場合は、必ず事前に申請のうえ承認を受けなければなりません。ただし、交付決定を受けた補助対象経費の総額の20%以内減少の場合は、変更申請は不要です。計画変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合も交付決定した補助金の額の変更は行いません。補助対象経費が減額となった場合は、減額後の補助対象経費を交付対象とします。
12. 不正受給が発覚した場合は、補助金の返還及び不正受給者の公表を行います。
13. 宿泊税に関するスマートチェックイン機を導入する場合は、関係機関との協議が必要となる可能性があるため、事前に事務局へご相談ください。(厚生労働省旅館業における衛生等管理要領参照)
14. 国や地方公共団体が宿泊施設を設置し、その施設運営を指定管理等で委託を受けているものが申請を行う場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。
15. 宿泊税の徴収開始前までに、特別徴収義務者としての届出を行っていただく必要があります。

### 3 申請から補助金交付までの流れ



※ 補助事業の途中で申請内容の変更等が生じた場合は、必ず事務局へご連絡をお願いいたします。(実績報告時に発覚した際には、交付決定が取消され、補助金が交付されない場合があります。)

## 4 申請について

# 1宿泊施設1申請となりますので、 宿泊施設毎に申請を行ってください。

※交付決定前の事業着手は認められませんのでご注意ください。

### (1) 申請書の受付期間・郵送先

#### ア 受付期間

**2025年8月22日(金) ~ 2025年12月26日(金)**  
(当日消印有効)

#### イ 郵送先

〒060-8791

小樽市宿泊税システム整備費補助事業 補助金事務局  
(北海道)

※ 住所の記載は不要

- ・受付は郵送のみとなります。
- ・簡易書留や一般書留、レターパックプラス(ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの)で郵送してください。
- ・料金不足のものについては、受付できません。
- ・北海道と小樽市の申請書類を、まとめて提出することもできます。その場合、宛先を併記してください。
- ・申請書等は小樽市、北海道それぞれの様式を作成する必要がありますが、共通の添付書類は1部のみの送付でも構いません。(申請書類の詳細につきましては、次ページ以降に掲載しています)

#### 【申請書類等について】

- ・下記専用ホームページよりダウンロードしてください。
- ・ホームページからダウンロードができない場合は、事務局にご連絡ください。

専用ホームページ: <https://otaru-stay-system.jp/>



小樽市宿泊税システム整備費補助金



## 4 申請について

### (2) 申請書類一覧

#### 申請書類

- ① 小樽市宿泊税システム整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 申請資格に関する誓約書（様式第2号）
- ⑤ 旅館業法営業許可証の写し（旅館・ホテル・簡易宿所を営む者）  
または住宅宿泊事業法第13条の標識の写し（住宅宿泊事業を営む者）
- ⑥ 市税等を滞納しているものでないことを確認できる書類
- ⑦ 費用の金額等が確認できるもの（見積書の写し、カタログ等）
- ⑧ 設置予定場所が確認できるもの（図面または写真） ※物品購入の場合

※ 見積書については、**見積先会社等の押印が必要**です。

※ 見積書等に記載されている改修費等の内容が「一式」で表記されていて内容や金額の判別ができない場合は、別途仕様書等の資料を求める場合があります。

※ その他必要に応じ書類を求める場合があります。

# 4 申請について

## (3) 申請書記載例

### ア 小樽市宿泊税システム整備費補助金交付申請書(様式第1号)

様式第1号(第7条関係)

令和●年●月●日

(宛先) 小樽市長

住所  
(所在地) 札幌市中央区北●条西●丁目1-1

氏名  
(名称) 小樽株式会社  
代表取締役 北海 太郎

個人番号  
(法人番号) 01234567890123

連絡先 011-123-4567

代表者印

小樽市宿泊税システム整備費補助金交付申請書

小樽市宿泊税システム整備費補助金の交付を受けたいので、小樽市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 宿泊施設情報

宿泊施設名	宿泊施設住所(所在地)
小樽宿泊ホテル	小樽市花園●丁目●番●号

2 補助事業の種別

システム改修  システム構築  ハードウェア購入  ソフトウェア購入  
 その他( )

3 交付申請額

450,000 円

4 交付申請額の算出根拠

事業費(実際に要する事業費)	900,000 円
補助対象経費(A)	900,000 円
補助対象経費(A) × 1/2 (千円未満切捨て) (B)	450,000 円
補助限度額(C)	500,000 円
交付申請額 (B) 又は (C) のいずれか少ない額	450,000 円

※ 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含みません。

5 着手予定年月日

令和●年●月●日

6 完了予定年月日

令和●年●月●日

7 添付書類

- ・旅館業法営業許可証の写し(旅館・ホテル又は簡易宿所を営む者の場合)
- ・住宅宿泊事業法第13条の標識の写し(住宅宿泊事業を営む者の場合)
- ・市税等を滞納しているものでないことを確認できる書類
- ・導入しようとするシステムや製品等の見積書の写し
- ・申請資格に関する誓約書(様式第2号)

- ・誓約書、実績報告書にも同じ印鑑(代表者印)での押印が必要です(シャチハタ不可)。
- ・事業着手は交付決定後より認められますので、着手予定年月日は、申請から余裕をもった日付(申請日から2~3週間以降を目安)としてください。
- ※ 申請から交付決定まで約2~3週間程度要する予定です。(不備等がない場合)

## 4 申請について

### (3) 申請書記載例

#### イ 申請資格に関する誓約書(様式第2号)

様式第2号(第7条関係)

##### 申請資格に関する誓約書

小樽市宿泊税システム整備費補助金の交付申請を行うに当たり、次に掲げる事項に誓約します。虚偽の宣誓を行った場合又は小樽市宿泊税システム整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定める事項に違反した場合は、速やかに補助金を返還します。

- 1 申請書類等に記載した事項等について、事実と相違ありません。
- 2 要綱に定める申請要件を満たしていることを誓約します。
- 3 小樽市宿泊税の徴収開始日の前日までに、小樽市宿泊税条例第9条第1項に規定する特別徴収義務者としての届出を行わない場合は、小樽市からの求めに応じて補助金の返還を行うことに同意します。
- 4 本申請と同一の事由により、国から重複して補助又は助成を受けておらず、また、交付決定後も受けないことを誓約します。
- 5 申請書等に記載された情報について、公的機関(税務当局、警察、市町村等)の求めがあった場合、小樽市が情報を提供することに同意します。
- 6 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後これらの者とならないことを誓約します。
- 7 本補助事業の実施に当たり、上記の暴力団及び暴力団関係者が関与する事業者への発注及び契約を締結しないことを誓約します。
- 8 上記のほか、要綱の定めに従うことを誓約します。

(宛先) 小樽市長

令和●年 ●月 ●日

所在地 札幌市中央区北●条西●丁目1-1

法人等名称 小樽株式会社

代表者名 代表取締役 北海 太郎

代表者印

※ ボールペンにて自署(代表者名)及び押印してください。  
シャチハタ不可

- ・代表者名は自署(ゴム印不可)でご記入ください。
- ・申請書と同じ印鑑(代表者印)で押印してください。
- ・原本を提出してください。

## 4 申請について

### (4) 申請書の添付書類

#### ア 旅館業法営業許可証の写し(旅館・ホテル・簡易宿所を営む者)

※ 国や地方公共団体が宿泊施設を設置し、その施設運営を指定管理等で委託を受けているものが申請を行う場合は、必ず事前に事務局にご相談ください

様式第4号(第5条関係)

旅 館 営 業 許 可 書

XX 年 XX 月 XX 日

札幌市中央区北●条西●丁目1-1  
小樽株式会社  
代表取締役 北海 太郎 様

小樽市保健所長 花園 一郎 印

保健  
所長印

年 月 日付けで申請のあった旅館の営業について、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 営業施設の所在地 | 小樽市花園●丁目●番●号 |
| 2 営業施設の名称  | 小樽宿泊ホテル      |
| 3 営業の種類別   | ホテル営業        |
| 4 客室数及び定員数 | 20 室、 50 名   |

見 本

# 4 申請について

## (4) 申請書の添付書類

### イ 住宅宿泊事業法第13条の標識の写し(住宅宿泊事業を営む者)

下記のいずれかの写しを添付してください。

住宅宿泊事業（民泊）  
Private Lodging Business



【 届出済 】  
CERTIFIED

届出番号 Number	番 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日

住宅宿泊事業（民泊）  
Private Lodging Business



【 届出済 】  
CERTIFIED

届出番号 Number	番 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の 緊急連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	

住宅宿泊事業（民泊）  
Private Lodging Business



【 届出済 】  
CERTIFIED

届出番号 Number	番 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	番 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

# 4 申請について

## (4) 申請書の添付書類

### ウ 費用の金額等が確認できるもの(見積書の写し、カタログ等)

見 積 書

小樽株式会社 御中 No 1001  
見積日 2025/8/20

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

件名	サンプルプロジェクト	サンプル株式会社
納期	2025/9/20	〒100-0001
支払条件	月末締翌月末払	東京都千代田区千代田
有効期限	御見積後2週間	サンプルビル3階

TEL : 03-0000-0000  
担当 : サンプル太郎

合計 220,000 (税込)

概要	数量	単位	単価	金額
富士通 デスクトップ パソコン FB123	1	台	200,000	200,000

※ 見積書については、見積先会社等の押印が必要です。

※ 見積書については、申請日時点で有効なもの(有効期限内のもの)を提出してください。

# 5 補助事業の変更申請について

申請内容等が変更となる場合は、必ず事前に申請の上、承認を受けなければなりません。  
ただし、交付決定を受けた補助対象経費の総額の20%以内減少の場合は、変更申請は不要です。  
申請内容の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合も交付決定した補助金の額の変更は行いません。補助対象経費が減額となった場合は、減額後の補助対象経費を交付対象とします。  
※ 実績報告時に発覚した際には、交付決定が取消され、補助金が交付されない場合があります。

## 小樽市宿泊税システム整備費補助金変更・中止(廃止)承認申請書

様式第3号(第11条関係)

令和●年●月●日

(宛先) 小樽市長

住所 札幌市中央区北●条西●丁目1-1  
(所在地) 小樽株式会社  
氏名 代表取締役 北海 太郎 (代表者印)  
(名称)  
個人番号  
(法人番号) 01234567890123  
連絡先 011-123-4567

### 小樽市宿泊税システム整備費補助金変更・中止(廃止)承認申請書

令和●年●月●日付で、交付決定を受けた補助事業について、その内容等を変更・中止(廃止)したいので、小樽市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

#### 1 宿泊施設情報

宿泊施設名	宿泊施設住所(所在地)
小樽宿泊ホテル	小樽市花園●丁目●番●号

#### 2 変更・中止(廃止)の理由

購入を予定していたパソコンがメーカー欠品のため、同等機種に変更したことに伴う補助対象経費変更

#### 3 変更内容

##### (1) 補助事業の内容

変更前	変更後

##### (2) 交付申請額

費用	変更前	変更後	増減額
事業費(実際に要する事業費)	900,000	800,000	△100,000
補助対象経費	900,000	800,000	△100,000
補助金の額(対象経費×1/2) ※千円未満切捨て、上限50万円	450,000	400,000	△50,000
交付申請額	450,000	400,000	△50,000

#### 4 添付書類

見積書の写し その他( )

※ 変更等の内容が確認できる書類を添付

※ 見積書やカタログの写し等、変更後の内容がわかるものを併せて添付してください。

## 6 実績報告について

### (1) 実績報告書の提出期限・郵送先

#### ア 提出期限

**補助事業完了後30日以内(必着)**  
または  
**2026年2月20日(金) (必着)**

※どちらか早い日が期限となります。

#### イ 郵送先

〒060-8791

小樽市宿泊税システム整備費補助事業 補助金事務局  
(北海道)

※ 住所の記載は不要

受付は郵送のみとなります。

- ・簡易書留や一般書留、レターパックプラス(ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの)で郵送してください。
- ・料金不足のものについては、受付できません。
- ・北海道と小樽市の実績報告書類を、まとめて提出することもできます。その場合、宛先を併記してください。
- ・実績報告書等は小樽市、北海道それぞれの様式を作成する必要がありますが、共通の添付書類は1部のみの送付でも構いません。(実績報告書類の詳細につきましては、次ページ以降に掲載しています)

#### 【実績報告書類等について】

- ・下記専用ホームページよりダウンロードしてください。
- ・ホームページからダウンロードができない場合は、事務局にご連絡ください。

専用ホームページ: <https://otaru-stay-system.jp/>



小樽市宿泊税システム整備費補助金



## 6 実績報告について

### (2) 実績報告書類一覧

#### 実績報告書類

- ① 小樽市宿泊税システム整備費補助金実績報告書（様式第4号）
- ② 小樽市宿泊税システム整備費補助金口座振込依頼書（様式第5号）
- ③ 請求書の写し
- ④ 支払いがわかるもの
  - ・現金の場合は、領収書の写し（※5万円以上は収入印紙必須）
  - ・振り込みの場合は振込明細がわかるもの
  - ・クレジットカードの場合は、領収書の写しとクレジットカードご利用明細書の写し
- ⑤ 設置後の設置場所がわかる図面、写真（物品購入の場合）
- ⑥ 設置したものの形式又は製造番号がわかる写真（物品購入の場合）
- ⑦ 保証書等の写し（物品購入の場合）
  - ※ 販売店名が記載、形式、製造番号等が記載されていること
- ⑧ システムから出力された宿泊税の表記がある領収書または申告書、集計表等（システム改修、導入の場合）

※ 請求書については、**請求先の会社等の押印が必要**です。

※ その他必要に応じ書類を求める場合があります。

# 6 実績報告について

## (3) 実績報告書記載例

### ア 小樽市宿泊税システム整備費補助金実績報告書(様式第4号)

様式第4号(第13条関係)

令和●年●月●日

(宛先) 小樽市長

住所 札幌市中央区北●条西●丁目1-1  
(所在地)  
氏名 小樽株式会社  
(名称) 代表取締役 北海 太郎 代表者印  
個人番号  
(法人番号) 01234567890123  
連絡先 011-123-4567

#### 小樽市宿泊税システム整備費補助金実績報告書

令和●年●月●日付けで、交付決定を受けた補助事業について、補助事業が完了しましたので、小樽市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

#### 1 宿泊施設情報

宿泊施設名	宿泊施設住所(所在地)
小樽宿泊ホテル	小樽市花園●丁目●番●号

#### 2 事業費(実際に要する事業費)

800,000円

#### 3 補助対象経費

800,000円

#### 4 補助金額

400,000円

#### 5 事業開始年月日

令和●年●月●日

#### 6 事業終了年月日

令和●年●月●日

#### 7 添付書類

- ・支出した経費の事実を証明する領収書等の写し(領収書、契約書、見積書、請求書等)
- ・小樽市宿泊税システム整備費補助金口座振込依頼書(様式第5号)

・申請書と同じ印鑑(代表者印)で押印してください。

# 6 実績報告について

## (3) 実績報告書記載例

### イ 小樽市宿泊税システム整備費補助金口座振込依頼書(様式第5号)

様式第5号(第13条関係)

令和●年●月●日

(宛先) 小樽市長

住所 札幌市中央区北●条西●丁目1-1  
(所在地)  
氏名 小樽株式会社  
(名称) 代表取締役 北海 太郎 (代表者印)  
個人番号  
(法人番号) 01234567890123  
連絡先 011-123-4567

#### 小樽市宿泊税システム整備費補助金口座振込依頼書

小樽市宿泊税システム整備費補助金について、下記口座に振込を依頼します。

#### 1 宿泊施設情報

宿泊施設名	宿泊施設住所(所在地)
小樽宿泊ホテル	小樽市花園●丁目●番●号

#### 2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行 以外)	金融機関名	小樽銀行		
	支店名	小樽支店		
	種別	普通・当座	口座番号 (7桁)	1234567
ゆうちょ銀行	記号 (5桁)		番号 (8桁)	
口座名義 (カタカナ)	小樽株式会社 オタル(カ)			